

【第3回富県宮城推進会議 配付資料】

「地域活性化統合本部 東北圏地方連絡室の設置について」

平成20年3月24日
東北農政局

政府一体となった地域活性化の取組

これまでの取組

[構造改革特区]

[地域再生]

[中心市街地活性化]

[都市再生]

・全国都市再生の推進
(全国都市再生モデル調査)

・都市再生プロジェクトの推進
(解決すべき都市の課題に関する政府の行動計画)

・民間都市開発投資の促進

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

創意工夫ある提案を個々に支援

地域活性化統合事務局(H19・10発足)

今後の取組展開

★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組

特区、地域再生、中活計画の一体的な申請・認定を可能に

I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

地域からの相談の一元的対応

地域活性化応援隊派遣

II 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設(平20～)

予めメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め、国が直接支援

○各ブロックに一元的な相談窓口
(「地方連絡室」設置)

○ブロック別担当参事官が、
・地域に出向き地方の声を直接聴取
・地域の代弁者として省庁連携をリード

○省庁連携の下、縦割りでは拾えない地方の課題にも柔軟に対応

○地方の元気再生事業で、立ち上がり段階のソフトの取組も支援

○都市再生、特区、地域再生、中活に関し一体的な取組

★ 都市と暮らしの発展プラン(H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

「環境モデル都市」を10カ所選定・支援(平20～)

生活者の視点に立った都市生活の改善・向上
・コミュニティの働きを活かした生活の質の向上
・ストック型社会に向けた取組

安全・安心、地球環境問題、国際競争力・国際交流等

政府一体となった総合支援の実施

地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する制度(「地方の元気再生事業」)を創設する。

【事業概要】

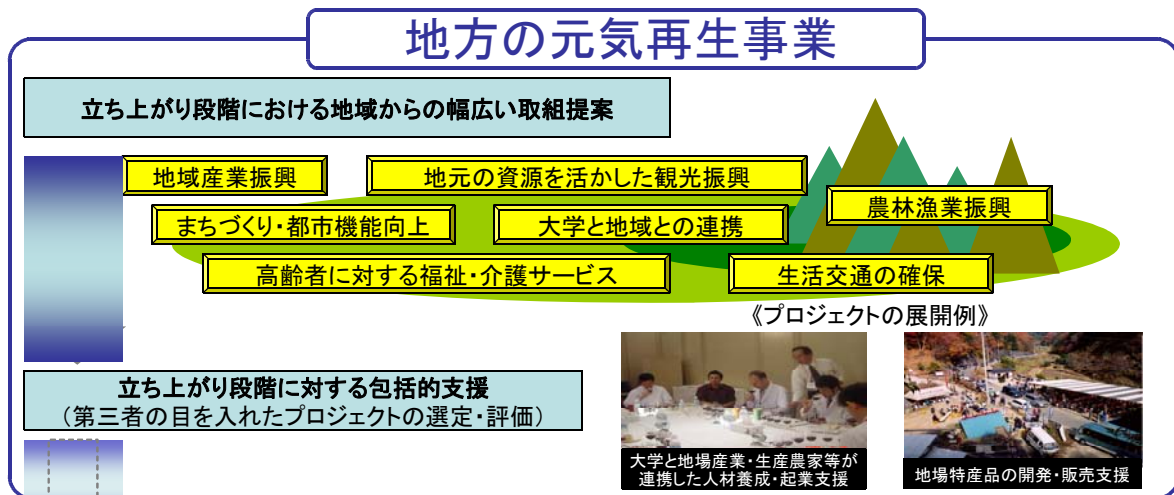
- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募。
- 民間有識者・公共団体代表等からなる第三者の目を入れて、支援対象プロジェクトを選定。
- 選定されたプロジェクトの立ち上がり段階における取組(地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動)に対し、国からの委託による調査を1～2年間実施。地域づくりの専門家派遣や社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会等ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。
- 立ち上がり支援開始時にプロジェクトを公平中立に選定するとともに、立ち上がり支援終了時に施策の実施効果を検証するため、プロジェクトの選定・評価を第三者の目を入れ実施。

【予算規模】

平成20年度:25億円(皆増)

【実施期間】

平成20年度から3ヶ年度を予定



※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

東北圏地方連絡室について

内閣官房
地域活性化統合事務局

東北圏の地域活性化を推進するため、地域発のアイデアや取組を政府が一体となって支援する、「東北圏地方連絡室」を設置しました。

「地方の元気再生事業」の応募や、その他地域活性化に関するご相談など、気軽にご連絡下さい。

(対象となる都道府県)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

(連絡方法)

E-mail: g.tohoku@cas.go.jp

電話: (022)261-6734

※電話番号については、平成20年2月29日現在

※相談いただく場合は、内容を漏れなく把握するため、メールでのご相談をお勧めします。

※来室されての相談を希望される場合は、相談の重複を避けるため、事前にメールまたは電話で来室される時間をご連絡していただくようになります。

